

**15万部が販売済みの書籍『日本会議の研究』に対する出版差止め事件**

【文献種別】 決定／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 平成29年1月6日  
【事件番号】 平成28年(三)第1284号  
【事件名】 書籍販売等禁止仮処分命令申立事件  
【裁判結果】 一部認容  
【参照法令】 憲法21条  
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25545218

**事実の概要**

国の政治とも関わりがあると報じられる団体「日本会議」について書かれた著述家・菅野完氏の『日本会議の研究』(以下、本件書籍)の記述によって名誉を毀損されたとする宗教団体Aの元幹部Y(債権者)が、発行元の扶桑社(X=債務者)に対し、本件書籍の販売禁止などを求め、東京地裁に仮処分を申し立てた。同地裁は、2017年1月6日、問題となった6か所のうち1か所の記述(以下、本件記述)を削除又は抹消しない限り、本件書籍の販売などを禁じる仮処分決定をした<sup>1)</sup>。

**決定の要旨**

「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値である名誉を違法に侵害された者は、事後的に、損害賠償又は名誉回復のための処分を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる。そして、人格権としての名誉権に基づく出版物の販売等の事前差止めは、出版物が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関するものである場合には、(a 1) その表現内容が真実でないこと又は(a 2) 専ら公益を図る目的でないことが明白であって、かつ、(b) 債権者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれが認められる必要がある(最高裁昭和56年(オ)第609号同61年6月11日大法廷判決[『北方ジャーナル』事件]・民集40巻4号872頁)。このことは、上記出版物の販売等が既に開始されていても、さらに販売

等が継続される場合にその販売等の継続を差し止めるときにも妥当するというべきである。」(記号は筆者、以下同じ)

「本件書籍は、国政とも関わりがあると報じられる日本会議という団体について、その沿革や活動内容を著者の視点から批判的に論じたものであり、その記載内容は公共の利害に関する事項であることが一応認められるから、本件書籍の公共性自体が否定されるものではない。しかし、Yは、日本会議の沿革に相当程度関与していたと目される人物であるといえるものの……、現時点において、Yが日本会議と深い関わりがあることをうかがわせる疎明資料はなく、かつ、Yが公職選挙の候補者等といった極めて公共性の高い人物ということとはできない。このことは、Yが、宗教団体Aの幹部として、講演やAの教義等に係る執筆を行っていたとしても異なるところはない。

そうすると、本件書籍の出版等の差止めは、表現の自由に重大な制約になることから、表現内容が真実でないこと及び専ら公益目的でないことの疎明責任はYが負うべきであるとしても、これらの要件の明白性まで要求するのは相当ではなく、(a 1') 表現内容が真実でないこと、又は(a 2') 公益を図る目的に出たものではないことの相当程度の蓋然性があり、かつ、(b) Yが重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれが認められる必要があると解するのが相当である。」

そして、本件記述が本件決定で示された差止め要件に該当するかどうかを検討した。(a 1') については、本件記述を「裏付けるに足りる客観的な疎明資料」(A発行の書籍や著者の取材メモを含む)が著者の陳述以外にないこと、著者がYに対して取材をしていないことを自認していることな

どから、「真実でないことの相当程度の蓋然性がある」とした。(b)については、本件記述の「内容及び本件書籍が全国に販売されていることから、本件書籍の販売を継続することによりYは重大かつ著しく回復困難な損害を被る」と判断した。

## 判例の解説

### 一 本件決定の特徴

本件決定は、表現対象者の類型が必ずしも同じとはいえない『北方ジャーナル』事件・最高裁大法廷判決の仮処分による差止めの要件（以下、『北方ジャーナル』基準とする）を引用した上で、その要件を「緩和」した独自の要件を示し、これに該当するとして、出版社に対して販売差止めなどを仮処分によって命じたものである。仮処分申立ては発刊日の直後になされたが、審尋などで約8か月が経過する間に15万部以上が販売された。既に公刊され、「ベストセラー」の評価もあった書籍に対する販売差止め命令は異例の司法判断として議論を呼んだ<sup>2)</sup>。

### 二 名誉毀損を理由とする差止めの可能性

名誉権を侵害されたとする「被害者」（表現対象者）は民事法上、損害賠償や謝罪広告という救済手段を求めることが可能であるが、いずれも名誉毀損の救済としては不十分という批判があった。そこで、名誉毀損を理由とする差止めが問題となってきたが、民法には、名誉権侵害を理由として差止めに裁判所に求めることができるかについて明文規定がなく、かつては名誉毀損に対する差止訴訟は困難ではないかと考えられていた。しかし、民法学説も次第に差止めを認める傾向になっていった。物権については、明文規定はないものの、その絶対的性格に基づいて妨害排除請求権など差止請求が可能だと考えられてきたところ、最高裁は、『北方ジャーナル』事件判決において、名誉権を物権類似の排他性を有する権利として、差止請求を認める初判断を示したのである<sup>3)</sup>。

### 三 『北方ジャーナル』基準と本件決定との比較

#### 1 表現内容（公的事項か）

『北方ジャーナル』事件の記事は、公職への立

候補予定者についてのものであるから、公共の利害に関する事項（以下、公的事項とする）が表現内容といえる。これに対し、本件書籍は、国会議員が参画するなど国政と関わりがあると報じられる団体の沿革や活動内容を批判的に論じたものである<sup>4)</sup>。本件決定では、その内容が公的事項であると「一応認められるから」、「公共性自体が否定されるものではない」としており、『北方ジャーナル』事件最高裁判決を念頭に置いたと考えられる。

#### 2 表現対象者（公人か）

『北方ジャーナル』事件で差止めを求めたのは元市長で、北海道知事選という公職への立候補予定者であり、明らかな「公人（公職者・公職候補者）」だった。これに対し、本件で差止めを求めたのは、宗教団体の元幹部Yである。本件決定では、Yについて、宗教団体「Aの幹部として、講演やAの教義等に係る執筆を行」い、「日本会議の沿革に相当程度関与していたと目される」が、「現時点において、Yが日本会議と深い関わりがあることをうかがわせる疎明資料はな」く、「公職選挙の候補者等といった極めて公共性の高い人物ということではできない」として強い程度の公人性を否定した。本件決定において「債権者が私人であることを考慮しても」と言及していることから、Yについて、「私人」（あるいは定義が論者によって異なる「公的人物」）として扱っているように思われる。

#### 3 差止めの時期（発行前か）

『北方ジャーナル』事件は約2万5,000部を発行前の、まさに「事前」の差止めだったのに対し、本件書籍は差止め命令の約8か月前に発行され、既に相当数が社会に流通している状況だった<sup>5)</sup>。

本件決定は、『北方ジャーナル』基準について、「出版物の販売等が既に開始されていても、さらに販売等が継続される場合にその販売等の継続を差し止めるときにも妥当する」として、発刊前と同様の枠組みを基本的に踏襲した。一旦、雑誌に発表されても、将来の単行本としての発行禁止は、一定の情報が市場に流通して市民による評価を受けることを阻止することになるため、事前抑制に当たるという見解もあることからすると<sup>6)</sup>、本件のような場合も事前抑制という側面を有することになる。しかしながら、出版物が既に販売されている場合、さらに販売が継続される分を差し止める「意義」や「実効性」についてどう考えるのか<sup>7)</sup>、発行前の「事前」差止めと発行後の差止め

の相違点は何か、などを具体的に検討せず、同様に取り扱う根拠を明確に示さないまま発刊前と同様の枠組みで扱ったことについては疑問が残る。

#### 4 差止めの要件（明白性が蓋然性か）

『北方ジャーナル』基準と本件決定との差止めの実体的要件<sup>8)</sup>を比較すると、前者では、(a 1) 表現内容が真実でないこと、又は(a 2) 専ら公益を図る目的に出たものではないことの「明白性」を要求していたのに対して、後者では、「明白性」に代えて「相当程度の蓋然性」を要求している。「厳格」な基準と評されることもある『北方ジャーナル』事件の差止め要件のうち、(b) 被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるとき（損害の重大性・回復不可能性）、については同じであるが、(a 1) (a 2) の「明白性」という要件を「緩和」した（ハードルを下げた）。しかしながら、その根拠は明確には示されていない。このように本件決定は、「緩和」する根拠を具体的に示すことなく独自に設定した「相当程度の蓋然性」という要件に、本件記述の事情を当てはめ、真実でないことに「相当程度の蓋然性がある」などとして出版差止めを導いたのである<sup>9)</sup>。

#### 四 『北方ジャーナル』基準の問題点

そもそも、本件決定の引用する『北方ジャーナル』基準自体が批判を浴びている。この基準については、事前抑制の危険性に対処するため、「明白性」を要求して差止めに例外的に許容する要件を「厳格化」しようとしたという評価もあるが、果たして『北方ジャーナル』最高裁判決が示しているような「厳格かつ明確な要件」となりえているかについて、疑問を示す見解がある<sup>10)</sup>。

まず、(a 1) 表現内容が真実でないこと、と(a 2) 専ら公益目的でないこと、を「又は」で結んでいることに批判が集まった<sup>11)</sup>。公的事項に関する表現内容が真実であっても、専ら公益目的でないことが明白だと認定されると、差止めが認められるからである。また、(a 1) については、「表現の自由」を手厚く保障するために最高裁によって採り入れられた誤信相当性の理論がどのように取り込まれるのか不明であるという指摘がある<sup>12)</sup>。さらに、(a 2) について、表現者の主観がどうであれ、表現内容が真実ならば表現の受け手にとっては有用であり、その差止めは公の批判の機会を減少させるという疑問が呈されている<sup>13)</sup>。

(b) 「損害の重大性・回復不可能性」についても、損害が「重大にして著しく回復困難」かどうかは、定義が曖昧であり、事件を担当する裁判官の恣意的な判断を招く可能性を否定できない。もちろん、個々の事例に即した判断がなされているはずであることは当然だが、表現者に予測が付きにくい要件ということができる。

『北方ジャーナル』事件最高裁判決の伊藤正己裁判官補足意見では、「裁判所の仮処分による表現行為の事前の差止めは、憲法の絶対的に禁止する『検閲』に当たるものとはいえないが、それと類似するいくつかの面をそなえる事前の規制であるということができ、このような仮処分によつて仮の満足が図られることになる差止請求権の要件についても、憲法の趣旨をうけて相当に厳しい基準によつて判断されなければならない」と指摘している。憲法 21 条の趣旨を受け、真の意味で「相当に厳しい基準」に向けた再検討が必要であろう。

#### 五 差止め要件の再検討

出版物の差止めは、表現対象者の名誉権保護には効果的であるが、「思想の自由市場」に多様な情報が流通するのを阻止する副作用を持つ、いわば「劇薬」のような側面がある。これはできる限り使わない方がよく、もし、やむを得ず使う場合には、要件を相当厳格にするべきであると言いうる<sup>14)</sup>。

本件決定は、強い程度の公人とはいえない Y と、公的事項との関連性が立証されていないとして、強い程度の公人の公的事項に関する『北方ジャーナル』基準を「緩和」したと考えられる。しかしながら、本件決定は、迅速な処理を旨とする仮処分手続において、疎明のレベルで Y の公的事項との関連性について検討したにとどまる。名誉権を保護するための差止めが一切認められないということはいえないが、少なくとも本件のような仮処分においては、疎明のレベルで差し止めることになるから、「表現の自由」を重視する観点からは、簡単に差止めが認められるべきではない。

問題になるのが私人に関する公的事項ではない場合には、『北方ジャーナル』事件と事案が違うとして、これとは異なる考慮が働くとされる<sup>15)</sup>。この類型に関して小説の出版差止めなどが争われた『石に泳ぐ魚』事件（名誉毀損も根拠とされたが、主としてプライバシー侵害に基づく）において最高裁は、表現対象者の社会的地位や侵害行為の性質

に留意しつつ、「侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべき」とした上で、「侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差し止めを肯認すべき」と判示した<sup>16)</sup>。

この『石に泳ぐ魚』事件の差し止め要件が『北方ジャーナル』基準と比べ、「かなり緩やか」であることは、公職候補者に関する公共性の高い表現と、私人に関する表現との相違点から、「表現行為の公共性の有無ないし多寡」が差し止め要件に影響を与えたからであると理解する<sup>17)</sup>。

『北方ジャーナル』基準について、実務的には概ね妥当という評価もある反面<sup>18)</sup>、既にみたように学説からは問題点が指摘されている。学説の一部にあるように、公人に関する『北方ジャーナル』基準自体が差し止めを容易に許す「緩やかな基準」であり、問題があるから再考されるべきだという理解を前提とすれば、これを再検討して厳格化した基準を新たに設定した上で、本件のような公人の公的事項ではない事件については類型の違いを踏まえて取扱いを丁寧に検討し、私人（あるいは公的人物）については、この厳格化した基準を一定程度、「緩和」した基準が求められよう<sup>19)</sup>。

●—注

- 1) Xは、当面の措置として本件記述の36字を抹消した修正版を販売する一方、本件決定の取消しを求める保全異議および執行停止を申し立てた。同年3月31日、保全異議の審理において東京地裁は差し止めを取り消す決定をした。
- 2) 2017年1月7日付各紙朝刊。
- 3) 松井茂記『表現の自由と名誉毀損』（有斐閣、2013年）245～247頁、曾我部真裕・判例プラクティス憲法〔増補版〕（信山社、2014年）159頁。
- 4) 本件書籍は、2016年度「石橋湛山記念 早稲田ジャーナリズム大賞」草の根民主主義部門奨励賞を受賞した。
- 5) 約30年前に発刊され、相当数が販売された書籍について名誉毀損を理由に出版差し止めを求めた事例として、『沖繩ノート』事件がある。大阪地判平20・3・28判時1999号3頁は、『北方ジャーナル』基準を引用しつつ、名誉毀損の成立を否定し出版差し止めを認めなかった。大阪高判平20・10・31判時2057号24頁も同様の論理で控訴棄却、最判平23・4・21LEX/DB25471224は上告棄却。

- 6) 松井・前掲注3) 248頁。
- 7) 2017年1月7日付東京新聞によれば、扶桑社は、自社在庫分は出荷しないが、既に書店や出版取次会社に配送された書籍は回収しない方針という。また、日本図書館協会のウェブページでは、「図書館に対する閲覧制限や回収の命令ではないことから、……特別の扱いを考慮する必要はない」としている。
- 8) 『北方ジャーナル』基準では実体的要件だけでなく手続的要件も定式化されたが、本稿では前者のみを検討する。
- 9) Yが問題とした6か所の記述のうち、これ以外の5か所の記述については主張を斥けた。
- 10) 曾我部・前掲注3) 159頁、野坂泰司『憲法基本判例を読み直す』（有斐閣、2011年）179～182頁。芦部信喜『憲法学Ⅲ〔増補版〕』（岩波書店、2000年）375頁も参照。
- 11) 阪口正二郎・憲法判例百選Ⅰ〔第6版〕（2013年）154頁、池端忠司・憲法判例百選Ⅰ〔第5版〕（2007年）151頁、鈴木秀美「表現の自由と事前差し（名誉毀損）」小山剛＝駒村圭吾編『論点探求 憲法〔第2版〕』（弘文堂、2013年）166頁。
- 12) 以上の批判・指摘に対する反論的見解として、長谷部恭男『憲法〔第6版〕』（新世社、2014年）157頁。
- 13) 高橋和之・憲法の基本判例〔第2版〕（1996年）105頁。穴戸常寿・メディア判例百選（2005年）149頁も参照。
- 14) 松井・前掲注3) 265頁では、名誉毀損の救済としては通常は損害賠償で十分であり、事前差し止めを求めるには、なぜ損害賠償では不十分か、なぜ差し止めを発する必要性があるのかの証明が求められるべきだ、としている。また、仮処分で差し止めを命じる場合には、差し止めを求める緊急の必要性があり、仮処分を認めなければ回復不可能な重大損害が生じることの証明が必要とされるべきだ、としている。
- 15) 長谷部・前掲注12) 157頁、松井・前掲注3) 275頁など参照。
- 16) 最判平14・9・24判時1802号60頁。  
松井・前掲注3) 275頁では、「純粹の私人に関する事例であれば、利益衡量で差し止めを認めてしまってもよいものであろうか」と疑問を投げかけている。
- 17) 阪口・前掲注11) 154頁。
- 18) 『北方ジャーナル』基準をほぼ踏襲（要件の変容などを含む）する下級審の裁判例として、東京地判昭63・10・13判時1290号48頁、東京地決平元・3・24判タ713号94頁。最判解民（昭和61年度）296頁〔加藤和夫〕参照。
- 19) 山口いつ子「ネット時代の名誉毀損・プライバシー侵害と『事前抑制』」論ジュリ1号（2012年）52頁では、名誉毀損とされる表現の類型が『北方ジャーナル』事件のような公務員らに対する評価・批評などではない場合、差し止めの判断基準は、なお確立していない、とする。